中毒発生時の状況や防止策などの詳細情報

1. 人に対する事故及び被害の発生状況

КШ	☆ 廾 日	使用現 場の区	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	容 被害者情報		手報	中主が仕ばる仏が	P+ -1 - Arts	
原因 発生月 場の区 分 ^{※1} 症状 中毒の 年齢 被害 者数		中毒発生時の状況	防止策						
	H30年5月	農業	頭痛、めまい、嘔 気、口腔内がヒリヒリ する。	中軽症	40~59歳	1	・散布時に装備が不十分		
	H30年6月	農業	接触性皮膚炎	軽症	60~79歳	1	・散布時に装備が不十分		
マスク、メガネ、服装等装備不十分	H30年6月	農業	眼の痛み	不明	40~59歳	2	・散布時に装備が不十分(防護服、マスク、 手袋を着用していたが、保護メガネを着用 していなかった。)	・農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を適切に着用する。 ・作業後は身体についた汚れを洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を	
	H30年8月	農業	顔の腫れ、目の痛み	中軽症	20~39歳	1	・調製時に装備が不十分	交換する。	
	H30年8月	農業	角膜びらん、充血	軽症	60~79歳	1	・散布時に装備が不十分		
	H31年1月	農業	赤腫	中軽症	40~59歳	1	・調製時又は散布時に装備が不十分		
使用時に注意 を怠ったため 本人が暴露	H30年6月	農業	頭痛、嘔吐	軽症	40~59歳	1	・農薬散布時の強風・風向きにより暴露	・農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える。	
散布農薬の飛散によるもの	H30年9月	農業	顔面の発疹	軽症	60~79歳	1	・無人ヘリコプターで散布された農薬が飛散 ・隣接する水田で農作業をしていた方が暴露	・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える。 ・住宅地等の周辺で農薬を使用する際は、周辺住民や学校等に事前に周知する。 ・住宅地等の周辺で農薬を使用する際は、散布の時間帯に最大限配慮するとともに、立て看板等により農薬散布中である旨をお知らせし、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置する。	

百田	₹ 4. □	使用現場の区			被害者情報			II-t- , I date	
原 囚	/\%1		症状	中毒の 程度	年齢	被害 者数	中毒発生時の状況	防止策	
	H30年4月	農業	めまい、頭痛、脱力 感	不明	60~79歳	1			
	H30年5月	農業	めまい、頭痛、脱力 感	不明		・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使			
農薬使用後の	H30年5月	農業	眼の痛み	中軽症	20~39歳	6	用時に被覆を行わなかった。 ・農薬が揮発して近隣住民が体調不良	 ・住宅地等が風下になる場合には、土壌くん蒸剤の使用を控える。 ・住宅地等の周辺では高温期の処理を避ける。 ・土壌くん蒸剤を使用した際は被覆を完全に行う。 ・適正な厚さの被覆資材を用いる。 ・土壌くん蒸剤の使用前には、改めてラベルの記載事項を確認し、記載事項を遵守する。 	
作業管理不良		辰業	咳、嘔吐	中軽症	0~19歳	2			
	H30年5月	農業	眼の痛み	軽症	不明	4	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆を行ったが、揮発した農薬が何らかの理由で漏洩して、近隣住民が体調不良		
	H30年4月	その他	嘔吐	軽症	80歳~	1	・認知症の方が飲料と間違えて飲用		
保管管理不良、容器の移し替え等による	H30年10月	農業	発汗	軽症	60~79歳	1	・農作業中に農薬を誤って飲用	・農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲料品の空容器等に移し替えない。 ・農薬やその希釈液、残渣等を飲料品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫の近くに置かない。 ・農薬は、飲食物と分けて保管する。	
誤飲誤食	H31年2月	その他	意識朦朧	中軽症	40~59歳	1	・農薬を清涼飲料水と間違えて飲用	・農薬は、居間空間のテーブル等に放置しない。 ・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。	
薬液運搬中の 容器破損、転 倒等	H30年12月	その他	眼の痛み	中軽症	不明	5	・農薬販売者が、農業者から回収した廃棄 予定の農薬の瓶を運搬中、瓶を入れてい た段ボールが破れ、落下、破損し、揮発し た農薬に暴露した。	・農薬は余らないように計画的に購入し、使い切るよう努める。 ・農薬を輸送する際は農薬の性状や毒性、取り扱い上の注意事項、事故時の対応方法などの情報を入手するよう努める。 ・移送時は注意事項などを守り、注意して取り扱う。	

EII	3% / L. E.	使用現場の区			被害者情	報		The all defen	
原因	発生月	場の区 分 ^{※1}	症状	中毒の 程度	年齢	被害 者数	中毒発生時の状況	防止策	
	H30年10月	その仏	眼の痛み、側頭部の	軽症	20~39歳	1	・長期間、屋外に保管していた農薬の缶の 劣化により、内容物が流出し、揮発した農 薬に暴露した。	・農薬の取り扱いには十分注意する。 ・農薬は余らないように計画的に購入し、使い切るよう努める。 ・使用残農薬や不要になった農薬は廃棄物処理業者に処理を依頼するなど	
その他	1130年10月	その他	痛み	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	60~79歳	2			
CVAIR	H30年12月	その他	眼の痛み	軽症	不明	1	・長期間保管していた農薬の瓶を倒し、納屋内に異臭が発生した。	適正に処理する。 ・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。	
	H30年4月	その他	急性薬物中毒	死亡	80歳~	1	・農薬による中毒症状と考えられる。		
	H30年5月	その他	意識朦朧	中軽症	60~79歳	1	・農薬による中毒症状と考えられる。	# 基色 7 o 3 和	
	H30年6月	その他	不明	死亡	80歳~	1	・農薬による中毒症状と考えられる。	・農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲料品の空容器等に移し替えない。・農薬やその希釈液、残渣等を飲料品の空容器等に誤って移し替えてしま。	
	H30年8月	その他	のど痛、胸痛、発 汗、体痛、呼吸痛	不明	60~79歳	1	・農薬による中毒症状と考えられる。	ことのないよう、これらの空容器等は保管庫の近くに置かない。 ・農薬は、飲食物と分けて保管する。	
原因不明	H30年8月	その他	顔色が悪い、冷や 汗、眩暈、吐き気、 嘔吐	軽症	40~59歳	1	・農薬による中毒症状と考えられる。	・農薬は、居間空間のテーブル等に放置しない。 ・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管す	
	H31年2月	その他	不明	死亡	80歳~	1	・農薬による中毒症状と考えられる。		
	H30年5月	その他	心肺停止	死亡	60~79歳	1	・農薬による中毒症状と考えられる。	・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。 ・使用残農薬や不要になった農薬は廃棄物処理業者に処理を依頼するなど 適正に処理する。	

[※] 使用現場の区分とは、農業現場での使用を「農業」、それ以外を「その他」としています。

2. 農作物、家畜等に対する被害

被害対象	発生月	被害状況	被害発生時の状況	一般的な防止策		
	H30年5月	にんにくの茎葉の 黄化、葉先枯れ、 葉色の淡化	・飛散防止対策を実施せずに、近隣の圃場で除草剤を散布 ・隣接するにんにくに飛散			
	H30年6月	水稲の葉枯れ、白 枯れ、褐点、黄化	・強風時に、水田畦畔に除草剤を散布・隣接する水稲に飛散	・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える。		
	H30年6月	葉たばこの枯死、 奇形株・斑点株の 発生	・飛散防止対策を実施せずに、無人マルチローターを用いて除草剤を散布 ・隣接する葉たばこに飛散			
農作物	H30年7月	さやいんげん、え だまめ、なす、に ら等の薬害症状 (黄化)	・十分な飛散防止対策を実施せずに、無人ヘリコプターを用いて水稲へ農薬を散布 ・突発的な強風が発生したため、隣接する圃場に飛散	・農薬の使用に当たっては、容器の表示事項をよく読み、適正に使用する。		
	H30年8月	大豆の萎縮、水稲 への飛散	・鉄道の沿線において除草剤を散布 ・周囲の農作物に飛散			
	H30年8月	水稲の葉及び籾に 褐変症状	・飛散防止対策を実施せずに、休耕田で粉状の農薬を散布 ・隣接する水稲に飛散			
	H30年6月	ほうれんそうの白 化	・農薬の使用時に被覆を行わなかった ・農薬が揮散して隣接するほうれんそうに暴露	・土壌くん蒸剤を使用した際は、適正な厚さの資材を用いて、被覆を完全に行う。 ・畜舎、鶏舎、ほ場等が風下になる場合には、土壌くん蒸剤の使用を控える。 ・畜舎、鶏舎、ほ場等の周辺では高温期の処理を避ける。		
	H30年4月	魚類の斃死	・余った農薬希釈液を河川につながる用水路に廃棄したことが原因と考え られる。			
	H30年6月	魚類の斃死	・廃棄のために土壌に撒いた農薬が、河川に流入したことが原因と考えら れる。	・農薬が河川に飛散・流入しないように注意する。		
魚類	H30年8月	魚類の斃死	・農薬散布に使用する塩ビ管パイプの継手(チーズ)に亀裂が入り農薬が流出したことが原因と考えられる。	・防除器具等の劣化による散布液の漏洩がないよう、点検整備を行う。 ・使用残農薬や不要になった農薬は、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適		
	H30年10月	魚類の斃死	・魚体から農薬の成分が検出されていたことから、農薬が原因と考えられる。	正に処理する。		
	H30年10月	魚類の斃死	・河川の近くで散布機器等の洗浄を行った際に洗浄液が流入したことが原 因と考えられる。			

平成30年度に発生した蜜蜂の被害

被害対象	発生時期	発生状況	都道府県が考える原因	実施した対策
	H30年4月 中旬	・被害箱数 13箱 ・1 箱当たりの死虫数 約1,000匹 ・被害は全ての巣箱で同程度	・周辺作物の農薬使用時期と被害発生時期 が一致しないため、農薬への暴露が原因の 可能性は低いと考えるが、原因の特定は不 能である。	・情報共有の徹底
	H30年5月 上旬	・被害巣箱 11箱 ・1箱当たりの死虫数 数百匹 (最大約1,000 匹) ・被害規模は巣箱により異なる (最大規模の被害:2箱/11箱)		・農薬使用者と養蜂農家の情報共有の徹底
	H30年5月 下旬	 ・被害箱数 2箱 ・1箱当たりの死虫数 約3,000匹 ・被害規模は巣箱により異なる(最大規模の被害:1箱/2箱) 	・死亡が確認された日に、農薬散布の実績 があることから、農薬への暴露が原因であ る可能性が高いと考えられる。	
蜜蜂	H30年6月 中旬	・被害箱数 82箱 ・1 箱当たりの死虫数 約2,000~3,000匹 ・被害規模は巣箱により異なる(最大規模の被害・9箱/92箱) ・周辺の農作物栽培状況:水稲(分けつ期)、大豆(3~4葉期)、ウメ(果実肥大期)、モモ(果実肥大期)、ブドウ(開花終期)、オウトウ(果実肥大期)、クリ(開花期)、ブルーベリー(収穫直前)・空中散布の計画はなし	いこと、死虫に認められる所見等から、原 因は農薬である可能性があるが、空中散布 等の広域防除は実施されていないことか ら、空中散布が原因ではないと考えられ	
	H30年6月 下旬	・被害箱数 2箱 ・1箱当たりの死虫数 約45,000匹 ・被害規模は巣箱で異なる	・周辺地域で農薬が散布されていたこと及び巣箱周辺の蜜蜂の症状から農薬による暴露が原因の可能性が高いと考える。	・周辺の農業者との農薬散布計画に関する情報共有 ・使用する農薬の剤型等の配慮
	H30年7月 上旬~中旬	・被害箱数130箱 ・1 箱当たりの死虫数 約6,000匹 ・被害規模は巣箱により異なる(最大規模の被 害:26箱/130箱)	・事故発生直前に周辺農地において蜜蜂へ の影響が懸念される農薬の使用は確認され ず、原因は特定できなかった。	・水稲の無人航空機による防除計画の確実な情報共有、使用時の農薬ラベルの遵守の徹底について指導
	H30年7月 下旬	・被害箱数 30箱 ・1 箱当たりの死虫数 約2,000匹 ・被害規模は巣箱により異なる(最大規模の被 害:10箱/30箱)	・周辺ほ場で農薬散布が行われていたことから、農薬への暴露が原因の可能性が高いと考えられる。	

被害対象	発生時期	発生状況	都道府県が考える原因	実施した対策
	H30年7月 下旬	・被害箱数 10箱 ・1箱当たりの死虫数 約6,000匹 ・被害は全ての巣箱で同程度	・周辺地域で農薬が散布されていたこと及び巣箱周辺の蜜蜂の症状から農薬による暴露が原因の可能性が高いと考える。	・周辺の農業者との農薬散布計画に関する情報共有・使用する農薬の剤型等の配慮
	H30年7月 下旬	 ・被害箱数 300箱 ・1箱当たりの死虫数 約20,000匹 ・被害規模は全ての巣箱で同程度 	・周辺の果樹園で使用された農薬の暴露に よる斃死の可能性が考えられる。	・養蜂家及び農薬使用者への注意喚起・防除時期の巣箱の退避指導・果樹園の下草管理の徹底
	H30年8月 上旬	・被害箱数 15箱 ・1 箱当たりの死虫数 約10,000匹 ・被害規模は巣箱により異なる(最大規模の被 害:7箱/15箱)	ては特定出来ないが、周辺で農薬散布が実	
蜜蜂	H30年8月 上旬	・被害箱数 50箱 ・1 箱当たりの死虫数 約5,000匹 ・被害規模は巣箱により異なる(最大規模の被 害:22箱/50箱)	・周辺の果樹園で使用された農薬の暴露に よる斃死の可能性が考えられる。	・養蜂家及び農薬使用者への注意喚起・防除時期の巣箱の退避指導・果樹園の下草管理の徹底
24.4	H30年8月 上旬	 ・被害箱数 2箱 ・1箱当たりの死虫数 約1,000匹 ・被害規模は巣箱により異なる(最大規模の被害:1箱/2箱) 	・近隣の農薬散布状況だけでは農薬が原因であるとは考えにくい。 ・時期的にも他で殺虫剤を使用している可能性もあると考えられ、農薬が原因である可能性は否定できないが、原因は特定できない。	 ・蜜蜂被害軽減対策通知及びチラシの周知 ・水稲農家と養蜂農家の情報共有等の徹底 ・農薬散布時の飛散防止対策の徹底
	H30年8月 上旬	・被害箱数 12箱 ・1箱当たりの死虫数 約1,500匹 ・被害規模は巣箱により異なる (最大規模の被害:8箱/12箱) ・周辺の農作物栽培状況:水稲 (出穂開花期) ・農薬の散布状況:空中散布は約800m~1800m の距離で実施計画が提出されていたが、被害は空中散布実施前に発生。	因は農薬である可能性があるが、空中散布 等の広域防除は実施されていないことか ら、空中散布が原因ではないと考えられ	
	H30年8月 上旬	・被害箱数 19箱 ・1 箱当たりの死虫数 約1,000匹 ・被害規模は巣箱により異なる(最大規模の被 害:1箱/19箱)	・死骸にダニや病気の寄生が確認されず、また被害が発生したと推定される期間中に、周辺の水田圃場で無人ヘリコプターによる殺虫剤散布が実施されていることから、農薬散布が影響した可能性があったものの、特定はできなかった。	・防除実施主体と養蜂家の間での情報の共有がうまく行かなかった部分があったことから、防除実施主体からの情報提供をより確実に行える手法をとるとともに、養蜂家には 防除実施主体からの情報提供がない場合には防除実施主体に連絡をとるよう依頼

被害対象	発生時期	発生状況	都道府県が考える原因	実施した対策
	H30年8月 上旬	・被害箱数 50箱 ・1 箱当たりの死虫数 約2,000匹 ・被害規模は巣箱により異なる(最大規模の被 害:40箱/50箱)	・周辺ほ場で農薬散布が行われていたことから、農薬への暴露が原因の可能性が高い と考えられる。	・蜜蜂被害防止対策会議の開催(1市、2町合同、年2回開催) ・農薬散布計画の情報提供 (JA⇒養蜂組合⇒養蜂家) ・町とJAとの共同で、農薬飛散防止のチラシを全農業者へ配布 ・蜜蜂農薬危害防止に関する連絡体制の整備による情報共有の推進 ・蜜蜂被害状況の取りまとめと報告 ・農薬散布回数を減らす啓蒙指導
	H30年8月 上旬	・被害箱数 10箱 ・1 箱当たりの死虫数 約3,000匹 ・被害規模は全ての巣箱で同程度	・巣門前に死虫が確認できず、原因については特定できないが、周辺で農薬散布が実施されていることから農薬による可能性も否定できない。	・蜜蜂被害防止対策会議の開催(1市、2町合同、年2回開催) ・農薬散布計画の情報提供 (JA⇒養蜂組合⇒養蜂家) ・町とJAとの共同で、農薬飛散防止のチラシを全農業者へ配布 ・蜜蜂農薬危害防止に関する連絡体制の整備による情報共有の推進 ・蜜蜂被害状況の取りまとめと報告 ・農薬散布回数を減らす啓蒙指導
	H30年8月 中旬	・被害箱数 20箱 ・1 箱当たりの死虫数 約1,000匹 ・被害規模は巣箱により異なる(最大規模の被 害:2箱/20箱)	・周辺ほ場で農薬散布が行われていたこと から、農薬への暴露が原因の可能性が高い と考えられる。	・防除日程・使用農薬の情報提供。日程変更があった場合も連絡。(JA→養蜂家→地区養蜂組合) ・農薬散布時期に巣箱を一時的に退避
蜜蜂	H30年8月 中旬	・被害箱数 17箱 ・1 箱当たりの死虫数 約2,000匹 ・被害規模は巣箱により異なる(最大規模の被 害:1箱/17箱)	・周辺ほ場で農薬散布が行われていたことから、農薬への暴露が原因の可能性が高いと考えられる。	・蜜蜂被害防止対策会議の開催(1市、2町合同、年2回開催) ・農薬散布計画の情報提供 (JA⇒養蜂組合⇒養蜂家) ・町とJAとの共同で、農薬飛散防止のチラシを全農業者へ配布 ・蜜蜂農薬危害防止に関する連絡体制の整備による情報共有の推進 ・蜜蜂被害状況の取りまとめと報告 ・農薬散布回数を減らす啓蒙指導
	H30年8月 下旬	・被害箱数 8箱 ・1 箱当たりの死虫数 約4,000~5,000匹 ・被害規模は巣箱により異なる(最大規模の被 害:3箱/8箱)	・周辺圃場 (りんご) で農薬の散布が行われていることから、農薬が原因の可能性が高いと考えられる。	・地域の蜜蜂被害防止対策検討会議において、生産者側(JA)から、水稲、畑作物、 りんごの防除計画について養蜂組合支部に対して情報提供 ・水稲の防除計画については各養蜂家に伝達されていたが、りんごの防除計画について は伝達されていなかったことから、水稲以外の防除計画も確実に伝達するよう指導 ・被害のあった養蜂家がりんご農家と情報共有を図るとともに、次年度の薬剤の変更も 検討
	H30年9月 上旬	・被害箱数 37箱 ・1箱当たりの死虫数 約1,000~3,000匹 ・被害規模は全ての巣箱で同程度	・原因は特定できないが、周辺ほ場で農薬 が使用されていたことから、農薬への暴露 が原因の可能性は否定できない。	・情報共有 ・巣箱の退避等の危害防止対策
	H30年10月 上旬	・被害箱数 40箱 ・1 箱当たりの死虫数 約2,000匹 ・被害規模は全ての巣箱で同程度	・原因の特定は不能であるが、周辺に農地 があることから、農薬への暴露の可能性は 否定できない。	